

フィリピン鉱業の手引き

金属資源開発調査企画グループ

本報告は、2005年6月8日に、資源機構で開催されたフィリピン貿易産業省長官他による「鉱業投資講演会」において配布された「フィリピン鉱業の手引き」を翻訳し、紹介するものである。関係各位の参考になれば幸甚である。

フィリピンは、鉱業的に、世界で最も豊かな国の一つにランクされ続けている。鉱物資源のポテンシャルに関して、フィリピンは、金が3位、銅が4位、ニッケルが5位、およびクロム鉄鉱が6位にランクされることが調査で明らかになっている。フィリピンの未開発鉱物資源の総額は、8,400億USドル以上と推定される。¹

1：2004年6月29日にPhilippine National Development Authorityによって提供された数字

・ 鉱業法とその他の法規

1987年のフィリピン憲法（「憲法」）および1995年のフィリピン鉱業法（「鉱業法」）により、フィリピンにおける鉱物資源の探鉱、開発、加工処理、および利用が規制されている。憲法の下で、国は、すべての鉱物資源を所有する。しかしながら、国は、鉱物資源の開発に関して、民間の契約者と協定を結ぶことができる。鉱業法およびその施行規則および規定（Implementing Rules and Regulations = “IRR”）により、これらの諸協定を定義し、フィリピンにおいて認められる様々な鉱業権を叙述し、これらの鉱業権を取得する上での必要条件を規定している。その他のフィリピンの諸法も、フィリピンの鉱業界への投資を規制している。

A. 1987年のフィリピン憲法

憲法は、公の領地、水、鉱物、石炭、石油、その他の鉱油、すべての潜在的なエネルギー、漁場、森林、または材木、野生生物、植物相、およびその他の天然資源が国によって所有されると、規定している。また、これらの天然資源の探鉱、開発、および利用は、国の完全な管理

と監督の下にある。しかしながら、国は、フィリピン市民あるいはフィリピンの法人または団体との共同生産、ジョイントベンチャーあるいは生産共有協定を結ぶ選択権を有する。ある法人または団体がフィリピンの法人または団体であるとみなされるには、少なくともその資本の60%をフィリピン市民が保有していなければならない。

憲法は国籍に関する必要条件の例外として、鉱物、石油、およびその他の鉱油の大規模な探鉱、開発、および利用に関して、フィリピンの大統領が外国人所有の法人との間で、資金的または技術的援助に関する協定を結ぶことを認めている。

1. 天然資源の所有権

フィリピン憲法は、リーガリアン・ドクトリンに従っている。国は、この原則の下、すべての天然資源を所有している。投資家が、天然資源を採掘または開発する権利を取得したい場合は、国との協定を結ばなければならない。

2. 民間の土地の所有権

フィリピン市民と、フィリピン人が60%を所有している法人のみが、民間の土地を取得できる。資格のない人物への売却または移転は無効である。外国人と外国の法人は、民間の土地を取得する資格はないものの、民間の土地の賃貸に関する協定を結ぶことができる。外国の投資家が賃借できる民間の土地は、最長50年間、さらに、その後1回だけ25年間更新できる期間の投資にのみ利用される。

B. 鉱業法

鉱業法は、すべての鉱業資源の探鉱、開発、利用、および加工処理を規制し、鉱業権の取得のための必要条件を規定している。鉱業権の取得は、探鉱権の取得から始まるプロセスである。

1. 探鉱権

探鉱権は、フィリピン政府による認可で、特定のエリア内のすべての鉱物の探鉱を遂行する権利を、権利保有者に与えるものである。探鉱権は2年間有効で、さらに2年間の更新が可能だが、合計で6年間を超えることはできない。

探鉱権の対象となる最大エリアは以下のとおりである。

- ・ 何れか一つの州内の陸上
 - 個人に対しては、20 区画または 1,620 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、200 区画もしくは 1 万 6,200 ヘクタール
- ・ 全フィリピンの陸上
 - 個人に対しては、40 区画または 3,240 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、400 区画もしくは 3 万 2,400 ヘクタール
- ・ 平均干潮レベルで 500m を超える沖合
 - 個人に対しては、100 区画または 8,100 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、1,000 区画もしくは 8 万 1,000 ヘクタール

探鉱の結果、経済的、技術的に採掘事業が実現可能な鉱物鉱床の存在が明らかになった場合、探鉱権の保有者は、探鉱権の期間内に、採掘プロジェクト実現可能性の申告を正式に提出することができる。採掘プロジェクト実現可能性の申告の承認により、探鉱権エリア内の鉱業協定または資金・技術援助協定 (Financial and Technical Assistance Agreement=" FTAA ")への排他的権利が、探鉱権保有者に認可される。探鉱権保有者は、その後、フィリピン政府との鉱業協定を申請することができる。

2. 鉱業協定

憲法は、フィリピン政府が鉱物鉱床の開発のために、民間の当事者との間で様々な協定を結ぶことを認めている。これらの鉱業協定には以下のものがある。

- ・ 鉱業生産共有協定
- ・ 共同生産協定、および
- ・ ジョイントベンチャー協定

上記のすべての鉱業協定は、鉱山事業を行い、契約エリア内で発見されたすべての鉱物資源を採掘する排他的な権利を、契約者に認可する。契約者は、環境・天然資源省 (Department of Environmental and Natural Resources=" DENR ")の長官の承認に従って、その鉱業協定を、その他の何らかのタイプの鉱業協定、または、FTAA に変換することができる。

鉱業協定の対象とする最大エリアは以下のとおりである。

- ・ 何れか一つの州内の陸上
 - 個人に対しては、10 区画または 810 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、100 区画もしくは 8,100 ヘクタール
- ・ 全フィリピンの陸上
 - 個人に対しては、20 区画または 1,620 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、200 区画もしくは 1 万 6,200 ヘクタール
- ・ 全フィリピンの沖合
 - 個人に対しては、50 区画または 4,050 ヘクタール、および
 - 共同経営事業、法人、協同組合、または団体に対しては、500 区画または 4 万 500 ヘクタール

鉱業協定の下で対象となる契約エリアが排他的経済ゾーン内にある場合、DENR の長官によって、契約者に、より大きな契約エリアが認可されることが可能である。排他的経済ゾーンとは、フィリピン列島の基線から測定された最大沖合 200 海里までの、海水、海底、および水面下である。

a. 鉱業生産共有協定

鉱業生産共有協定 (Mineral Production Sharing Agreement = “ MPSA ”) は、フィリピン政府が、契約者に、契約エリア内で鉱山事業を行う排他的な権利を認可する協定である。契約者は、MPSA 実施のために必要な資金調達、技術、管理運営、および人材を提供する。フィリピン政府はその後、鉱山事業の総利益の一部を受け取る。

すべての MPSA の申請は、申請エリアのある地方の、DENR の鉱山・地質局地方支所 (Regional Office of the Mines and Geoscience Bureau = “ MGB ”) に提出される。MPSA の申請は、MGB の局長、または、申請エリアのある地方の MGB 地方支所の所長の承認の下で、別の当事者に譲渡、または移転されることができる。

DENR 長官による MPSA 申請の承認までの間、MGB 所長は、MPSA 申請者の要請に応じ探鉱仮免許 (Temporary Exploration Permit = “ TEP ”) を、MPSA 申請者に発行することができる。TEP は、1 年間有効である。しかしながら、TEP の 1 年間の期間は、MPSA の探鉱期間から差し引かれる。MPSA 申請が不認可となる場合、TEP は自動的に取り消されたものとみなされる。

DENR 長官が MPSA を承認後、番号付けのため、その MPSA は MGB に回される。MPSA の契約者は、MPSA の承認通知の受領から 15 営業日以内に、当該の MGB 地方支所で MPSA を登録しなければならない。

MPSA は 25 年間有効で、さらに一期間、更新できるが、この更新期間が 25 年を超えることはない。MPSA の期間満了時に、フィリピン政府は、独自に、または、契約者を通じて、鉱山を操業する。鉱山操業の契約は、公開入札で最高入札者に認められる。しかしながら、元々の MPSA の契約者は、最高入札者にすべての妥当な支出を払い戻すことで、最高入札と同等になる権利を有している。

探鉱期間中、MPSA 契約者は、元々の契約エリアの全体または一部を譲渡することができる。探鉱期間後、探掘プロジェクト実現可能性の申告の承認前、あるいは承認時に、MPSA 契約者は、探掘事業には必要でなく、探掘プロジェクト実現可能性の申告の対象となっていない契約エリアのすべての部分を、フィリピン政府に、最終的に譲渡しなければならない。

譲渡後、MPSA の対象となる探掘エリアは、以下を超えることができない。

- ・ 金属鉱物については、5,000 ヘクタール、また
- ・ 非金属鉱物については、2,000 ヘクタール。

MPSA の下、フィリピン政府は鉱山事業の総利益の一部を受け取る資格がある。フィリピン政府への割り当ては、MPSA の下で探掘された鉱物製品への物品税という形式で行われる。物品税は、以下のように計算される。

- ・ 金属鉱物については、移動時点での総利益の市場相場に基づいた物品税は以下になる。
 - 金およびクロム鉄鉱を除く、銅とその他の金属鉱物 2 %
 - 金およびクロム鉄鉱 2 %
- ・ 非金属鉱物および採石場資源 移動の時点での年間総利益の市場相場に基づき 2 %。

b. 共同生産協定

共同生産協定は、フィリピン政府と契約者との間の協定で、フィリピン政府は、この協定の下で、鉱物資源以外の鉱山事業に資金を提供する。

c. ジョイントベンチャー協定

ジョイントベンチャー協定は、フィリピン政府と契約者が、ジョイントベンチャー会社を組織し、双方の当事者が株式の持ち分を有する協定である。フィリピン政府は株式の配当所得および、鉱山事業の総利益から、分け前を取得する。

3. 資金・技術援助協定 (“ FTAA ”)

憲法に従い、鉱業法は、鉱業資源の大規模な

探鉱、開発および利用を対象として、国が、有資格者と FTAA を結ぶことができると規定している。鉱業法の下で、FTAA の有資格者には外国人が 100 % の所有権を有する法人が含まれる。

契約者は、開発、建設、および利用のために、最低で、5,000 万 US ドル、あるいは、フィリピン人契約者の場合、それに等しいフィリピン・ペソの投資を行わなければならない。金、銅、ニッケル、クロム鉄鉱、鉛、亜鉛と、その他の鉱物の探鉱、開発、および利用のために、FTAA を結ぶことができる。セメント原材料、大理石、花崗岩、砂、および小石と建設用骨材に関しては、いかなる FTAA も認可されない。

2004 年 12 月 1 日付けで発布されたフィリピン最高裁判所の判決、La Bugal B'laan Tribal Association v. Ramos は、FTAA の合憲性を支持するものであった。この画期的な訴訟において、一部の非政府組織は、とりわけ、政府がすべての天然資源を所有し管理するという憲法原則を踏みにじて、FTAA が外国の契約者に鉱山事業の運営を認めていると主張した。最高裁判所はこの主張を却下し、「国が全体的な戦略を指揮する権力を保有しているという条件の下では、契約者による日々の経営管理における完全な管理は許しがたいものではない。... [国は] 鉱山操業、および、企業の日々の業務について細々と管理する必要はない。」と宣告した。最高裁判所はまた、最大で 100 % 外国人が所有する会社が、政府と FTAA を結ぶことを認める、鉱業法の規定を支持した。

国の未開発鉱物資源が 8,400 億 US ドルに値するという、フィリピンの経済企画省長官による推定を重要視し、最高裁判所は、鉱物資源開発を通じて経済を始動させる必要性を強調した。この決定は、様々なセクターから、鉱業への外国投資にゴー・サインが出されたものとして歓迎されてきた。行政部は、責任ある鉱業の忠実な擁護者であり続けており、鉱業を振興するための政府の政策を明確に述べた行政命令を発布した。

4. 鉱物加工処理権

鉱業法の下で、鉱物加工処理とは、粉碎、選鉱、または鉱石、鉱物、もしくは岩石の品質向上、または同様な方法で、市場で売買できる製品へと変換することを意味する。鉱物加工処理権は、5 年間有効で、同様の期間を対象に更新可能であるが、合計で 25 年間の期間を超えることはできない。

C. 鉱業権への申請者の資格

1. 鉱業協定

以下の者が、鉱業協定に申請することができる。

- ・フィリピン市民、および
- ・株式資本の 40 % 以上が外国人によって保有されていないという条件の下で、採掘に従事するために組織され公認された法人、共同経営事業、団体、または協同組合。

2. 探鉱権、FTAA、および鉱物加工処理権

外国人が保有している法人（40 % 以上の株式を外国人が保有している法人）は、探鉱権、FTAA、または鉱物加工処理権を申請する資格がある。

D. 資本総額の必要条件

探鉱権、鉱業協定、および FTAA を申請する者は、鉱業資源開発を行う技術的、資金的能力を有しておらねばならず、法律に従って、適切に登録されなければならない。DENR によって公布された諸規則および諸規定は、探鉱権、鉱業協定、および FTAA に申請する者が、最低で、1,000 万フィリピン・ペソの公認資本金と、最低で、250 万フィリピン・ペソの払込済み資本金を有していなければならないとしている。FTAA の申請者は、最低で、400 万 US ドル、または、それに等しい額のフィリピン・ペソでの公認資本金を有していなければならない。

E. 1997 年先住民権利法

1997 年先住民権利法 (Indigenous Peoples' Rights Act = "IPRA") が 1997 年 10 月 29 日に承認された。IPRA は、先住民の文化的共同

体、または、先住民族 (Indigenous cultural communities or indigenous peoples = “ ICCs/IPs ”) に対し、彼らの先祖の領地、および、そこで発見されたすべての資源への一定の優先的な権利を認可している。

先祖の領地は、既存の、あるいは IPRA の効力の下に付与された先祖の領地内での所有権に従い、ICCs/IPs に一般的に属するエリアと定義される。それには、ICCs/IPs 自身により、または彼らの先祖を通じて、共同で、または個人的に、記憶に残らない過去から現在まで継続的に占有、もしくは所有され、所有権の主張の下に保有されている土地、内水、沿岸海域、および天然資源が含まれる。ただし、戦争、不可抗力、または暴力、詐欺、窃盗による、もしくは、彼らの経済的、社会的、および文化的福祉を確保するために必要な政府のプロジェクト、または、政府と民間人によって行われる何らかの意図的な取引の結果としての移転による、これらの所有の中断は、(継続条件の) 例外とする。

1. 自由意志による事前のインフォームド・コンセント

そのエリアがいかなる先祖の領地とも重なっておらず、または、当該の ICC/IPs から、自由意志による文書でのインフォームド・コンセントが得られたという、先住民国家委員会 (National Commission on Indigenous Peoples = “ NCIP ”) による事前の証明がない限り、いかなる鉱業協定も承認されない。

この同意は、通常、当該の ICC/IP との協定覚書を、その長老協議会を通じて取り交わすことを必要とする。協定覚書は、彼らの先祖の領地内での天然資源の利用、採掘、および開発を規制することになる。この協定は、25 年間の限られた期間有効であり、ICC/IP の選択次第で、さらに 25 年間、更新できる。

2. 所有権

ICCs/IPs は、先祖代々の領地/土地内では、常に、土地、水、および天然資源、また、彼ら

によってなされた、すべての改良についての所有権を有する。これらの権利には、収穫への権利、所有する権利、使用する権利、消費する権利、排除する権利、および所有権を回復する権利と、土地と天然資源への権利と権益が含まれるが、それらに限られるものではない。

3. 土地と天然資源を開発する権利

既存の、および/または、IPRA が効力を持った時点で付与された、先祖代々の領地内での所有権に従い、ICCs/IPs は、以下を掌握、管理、開発、保護、保存、および適切に使用する権利を有する。

- ・土地、大気、水、および鉱物、
- ・植物、動物、および、その他の生物、
- ・収集、漁業、および狩猟用の場所
- ・聖地、および
- ・先住民の知識体系、慣行、慣習法、伝統に合致し、「先祖代々の領地の持続可能な開発と保護のための計画 (Ancestral Domain Sustainable Development and Protection Plan (“ ADSDPP ”))」が採択された場合には、適切に採用された ADSDPP に合致し、また、その土地での収穫が公平に享受されるべき、経済的、儀式的、美的価値を有する、その他のエリア。

すべての場合に、ICCs/IPs は、天然資源の開発、採掘、利用、および活用に優先権を有する。

4. 利益への権利

ICCs/IPs は、彼らの先祖代々の領地/土地内での、土地および天然資源の利用、採掘、使用、および開発から利益を得る権利、および、このような活動の何らかの社会的、および/または、環境的コストについて補償される権利を有する。

したがって、当該の ICC/IP のコミュニティは、特定の資源の利用、採掘、開発のプロジェクト/活動を規制する既存の法律、行政命令、規則および規定の下で既に与えられているすべての利益を、当事者間で交渉される追加の諸利益の既得権を侵すことなく、施されることになる。

・投資の保証と奨励策

鉱業法の下で、鉱業協定の契約者は、以下の投資保証を与えられる。

- ・投資の本国送金 元の投資が行われた際の通貨で、本国送金の時点の為替レートにより、外国投資の清算による全収入を本国に送金する権利。
- ・収益の送金 元の対外投資が行われた際の通貨で、送金の時点の為替レートにより、投資収益を送金する権利。
- ・外国ローンと契約 資金的または技術的な援助契約から生じる外国ローン、および外国債務の利子および元本の支払いに応じるために必要な額を、送金の時点の為替レートにより送金する権利。
- ・押収からの自由 投資またはローンによって象徴される資産、もしくは、企業の資産が、政府による押収を免れる権利。ただし、公的な使用、国の福祉または防衛の目的で、正当な補償の支払いがある場合を除く。このような場合、外国の投資家または企業は、元の投資が行われた際の通貨で、送金の時点の為替レートにより、押収された資産の補償として受領した額を送金する権利を有するものとする。
- ・投資の接收 投資によって象徴される資産、または、企業の資産の接收を免れる権利。ただし、戦争もしくは国家的緊急事態で、その終了までの接收の場合を除く。正当な補償は、戦争状態または国家的緊急事態の最中、またはその終了直後に決定され、支払われるものとする。接收された資産への補償として受領された支払いは、元の投資が行われた際の通貨で、送金の時点の為替レートにより送金することができる。
- ・機密保持 鉱業法と、その施行規則と規定に従って、契約者によって提供された、何らかの機密情報は、プロジェクトの期間内、DENR および政府によって、機密情報として取り扱われるものとする。

鉱業協定と FTAA の契約者は、「多目的投資法 (Omnibus Investments Code = “OIC”）」の下で規定される適切な財政的、および非財政的奨励策を受ける資格がある。同様に、探鉱権

の保有者は、その期間内、または延長期間内に、OIC の下で認可された財政的奨励策を受ける資格がある。

奨励策を利用するために、鉱山会社は投資局 (Board of Investments = “BOI”) に登録しなければならない。免税とその他の優遇策により、OIC は、「投資優先計画 (Investment Priorities Plan = “IPP”）」において、BOI によって明記されている経済活動の優先分野で、投資を奨励している。フィリピンの鉱業法は、国の経済発展における鉱業界の価値を認め、鉱業活動が毎年の IPP に常に含まれるよう義務づけている。

OIC の下での奨励策は一般的に、フィリピン人市民またはフィリピン国籍者によって所有され、管理されている国内の法人のみが利用できる。しかしながら、申請者が、その生産高全体の少なくとも 70 % を輸出しているか、または、先駆的なプロジェクトに従事している場合、国籍の必要条件の適用は見送られる。先駆的な企業とは、商業ベースでこれまでにフィリピンで生産していない製品を製造するか、または、フィリピンで試されていない技術、方式、工程、または生産スキームを用いている企業のことである。

しかしながら、BOI が、国籍の必要条件の適用を見送る際、申請者はその登録日から 30 年以内に、または、BOI によって規定される、より長い期間内に、フィリピン国籍 (すなわち、法人については、発行済みで議決権のある株式の、少なくとも 60 % が、フィリピン市民によって所有かつ保有されていなければならない) の身分を取得しなければならない。しかし、その生産高の 100 % を輸出している登録企業は、この権利剥奪の必要条件に合致する必要はない。

BOI に登録した企業は、以下の税制上および非税制的な奨励策を享受する。

A. 税制上の奨励策

1. 所得税免除。これは、先駆的な会社を対象とした商業的な事業にかかる所得税の 6 年間の

免除と、非先駆的な会社を対象とした4年間の免除からなる。以下のような場合に延長される。

- ・プロジェクトが、BOIによって設定されたレートで、フィリピン原産の原材料を用いている。または、
- ・プロジェクトが、BOIによって設定された、資本設備対労働者数の、規定された割合を満たしている。または、
- ・純外国為替貯蓄または収益が、最初の3年間の事業期間内に、年間で少なくとも50万USドルに達している。

拡大している会社は、3年間の期間、その拡大の度合いに応じて、商業的な事業にかかる所得税を免除される権利がある。しかしながら、この奨励策を利用する期間中、増加する労働コストへの追加的な控除を受ける権利はない。先駆的な会社は、8年間を超える期間、所得税免除を利用することはできない。

2. 関税保税工場を使ってその製品の70%以上を輸出している輸出業者に対し、スペア部品および消耗品の輸入への税と関税を免除。
3. 登録後最初の5年間、直接労働力における追加技術労働者および非技術労働者の賃金の50%の課税収入からの追加控除。この奨励策は、登録企業が、資本対労働力の規定された割合を満たしている場合にのみ認可され、所得税免除と同時に利用することができない。
4. 登録日または商業運転から10年間、飼育用家畜および遺伝子物質の輸入への税と関税を免除。
5. 輸出製品、およびその一部を構成する部品の製造において使われる原材料、供給品、および半製造製品への税と関税を対象とした税額控除。
6. 保税工場を有する登録企業に対し、持ち込み機材の補給品とスペア部品の輸入への税と関税を免除。
7. 登録日から10年間、波止場使用税、輸出税、関税、輸入税、および手数料を免除。
8. 先駆的企業に対しては登録日から6年間、非先駆的企業に対しては登録日から4年間、地方税を免除。

B. 非税制的な奨励策

1. 機材、スペア部品、原材料、供給品の輸入、および加工処理製品の輸出を対象とした関税手続きの簡素化。
2. 持ち込み機材の使用を制限しない。再輸出証明書が必要とされる。
3. 登録から5年間、監督、技術、またはアドバイザー的ポストに外国人を雇用。これは期間を限定して延長できる。外国の登録会社の社長、総支配人、および財務部長（または、これらと同等な役職者）は、前述の制限に制約されない。
4. 関税の規則と規定に従い保税・製造/貿易・倉庫を運営する特権。

. 税 制

フィリピン国内歳入法（National Internal Revenue Code of the Philippines = “Tax Code（租税法）”）は、フィリピンで遵守されている法人税制度の一般的な枠組みを規定している。租税法の下、フィリピン法の下で創設され組織された法人は、「国内法人」として分類される。「国内法人」という用語には、いかに創立され、組織されたかにかかわらず、共同合資会社、共同預金口座、団体、または保険会社が含まれるが、建設プロジェクトの請負、または、フィリピン政府との業務契約の下での事業または企業共同体協定に従った石油、石炭、地熱、および、その他のエネルギー事業に従事する目的で形成された、一般的で専門的な共同経営事業、およびジョイントベンチャー、または企業共同体は含まれない。

A. 所得税

国内法人は、課税年度内にフィリピン国内お

いる。しかしながら、探鉱および開発コストを対象とした控除額の総額は、何らかの税制上の奨励策の恩恵を受けることなく計算された鉱山事業の純利益の25%を超えることはできない。実際の探鉱と開発のコストから鉱山業の純利益の25%を引いたものが完全に控除されるまで、翌年度に繰り越すことができる。探鉱と開発のコストを控除する納税者の選任は、後に続く諸課税年度において変更できず、拘束力を持つ。

上述の目的に対して、「鉱山事業の純利益」とは、事業の総収益から、採掘、粉碎、マーケティングコストなどの鉱山事業に必要、あるいは、関連した許容される控除額、および鉱山事業に直接使われる資産の減価償却を引いたものを意味する。「探鉱コスト」とは、鉱石または、その他の鉱物の鉱床の存在、位置、程度、または品位を確認する目的で支払われる、または生じるコスト、および鉱山または鉱床の開発段階が始まる以前に支払われ、または生じるコストを意味する。また、「開発コスト」とは、鉱山またはその他の天然鉱床の開発段階中に支払われ、または生じるコストを意味する。

B. 配当金への税

金銭、またはその他の資産の如何にかかわらず、株主に払われうる国内法人による利益または利潤から生じる配当は、「配当金」として分類される。国内法人または在留外国法人（つまり、フィリピンで貿易またはビジネスに従事している外国法人）が、他の国内法人から受け取った配当金には、フィリピン所得税が課せられない。逆に、フィリピンにおいて貿易またはビジネスに従事していない非在留外国法人は、一般に、配当金総額の32%のレートで、フィリピン所得税を課せられる。配当金への32%の税は最終的な源泉徴収税である。すなわち、フィリピン法人は、配当金の総額から税額を源泉徴収し、非在留外国法人に代わってこのような税をBIRに送金する義務がある。

租税法の下、配当金への所得源泉徴収税率は、以下の諸条件のいずれかがある場合、15%まで軽減できる。

- ・非在留外国法人が住所を置いている国が、

少なくとも17%に等しい額で、フィリピンにおいて支払われたとみなされている非在留外国法人の税から、支払われるべき税に対する貸し方を認めている、または、

- ・非在留外国法人が住所を置いている国が、フィリピン法人から受け取る配当金にかなる所得税も課していない。

配当金への源泉徴収税率は、非在留外国法人が住所を置いている国々との間でのフィリピン租税条約の下でも、軽減され得る。フィリピン配当金への軽減源泉徴収税率の適用を確認するため、二重課税からの救済のための申請がBIRに提出されなければならない。

C. 物品税

租税法は、鉱物、鉱業製品、および採石場資源への物品税を、以下のように課す。

- ・石炭とコークスについては、1mtあたり、10ペソの税、
- ・すべての非金属鉱物および採石場資源については、現地で採掘または生産された場合には、移動の時点での総生産高の現行の市場価格に対し2%の税、輸入の場合には、税関が関税、正味物品税、および付加価値税を決定する際に使用している価格に対し2%の税、
- ・すべての金属鉱物については、現地で採掘または生産された場合には、移動の時点での総生産高の現行の市場価格に対し2%の税、輸入の場合には、税関が、関税、正味物品税、および付加価値税を決定する際に使用している価格に対し2%の税、
- ・原産の石油については、最初の課税対象となる売却、物々交換、交換、または、これと同様な取引に関してはその正当な国際市場価格の3%の税が、生産場所からの移動前にバイヤーまたは購入者によって支払われることになる。

D. 付加価値税

租税法は、また、貿易またはビジネスの過程で、物品または資産の販売、物々交換、交換、リースを行い、サービスを供与するすべての人（個人または法人にかかわらず）、および、フィリピンに物品を輸入するすべての人に、付加

よび海外でのすべての所得源から派生する「課税所得」に対し、32%のフィリピン所得税を課せられる。「課税所得」とは、租税法において明記されている総収益の適切な諸項目から、このような所得に対して租税法によって正式に認められた控除を差し引いたものを意味する。総収益には、貿易または事業活動により派生する所得、財産、利子、賃貸、使用料、配当における取引から派生する利益が含まれる。逆に、許容される控除には、通常かつ必要な事業活動費、利子、税、損失、不良債権、減価償却、慈善、その他の寄付が含まれる。

租税法は、また、通常の所得税率を課せられる国内法人、および在留外国法人に対して、課税年度末に、総収益の2%の最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax=“MCIT”）を課している。法人は、以下の場合にのみ、MCITを支払う義務がある。

- ・その法人の課税所得が、ゼロ、または、マイナスである場合、または、
- ・MCITの額が、このような法人に課せられる通常の所得税よりも大きい場合。

租税法は、通常の所得税に対するMCITの超過分が、年間ベースで繰り越され、連続で3年間の課税年度間、通常の所得税に対して控除されることを認めている。

MCITの課税基礎の計算のため租税法において、「総収益」を総受領高から販売収益、割引額、引当金、また場合によっては、販売された商品、またはサービスのコストを引いたものと定義している。販売された「商品コスト」には、商品を生産し、このような商品を、現在の場所または使用へともたすために直接的に生じたすべての必要経費が含まれる。

法人が、その事業運営を開始した課税年度から4年目の課税年度以降に、MCITが課せられることになる。MCITの諸目的に対して、事業運営が始まる課税年度は、法人がBIRに登録した年となる。

1. 鉱山会社に許容される控除

事業活動費、および、総収益からの同様な控

除を別にして、租税法は、鉱山事業において用いられるすべての資産に関して、減価償却のための引当金を税控除として請求することを鉱業契約者に認めており、それは、以下のように計算される。

- ・耐用年数が10年か、それ以下の場合、通常の減価償却率、または
- ・減価償却率が用いられるであろう減価償却期間の初めに、契約者が国内歳入事務局（Bureau of Internal Revenue=“BIR”）に通知する場合、耐用年数が10年以上の場合、5年と耐用年数の間の数年間にわたって減価償却され、また、その減価償却は、課税所得からの控除として認められる。

租税法は、また、BIRの長官の勧告の下で、財務省によって規定された規則および規定に合致した減価償却法に従って計算された減価償却または償却を対象とする妥当な引当金を、税控除として鉱山会社が請求することを認めている。ただし、それは、投資された資本額を超えることはできない。商業的な量での生産開始後に、一部の鉱体に触れない探鉱、および開発ボーリングコストは、以下のように控除され得る。

- ・このような出費が、非生産的なピットと、または鉱山のために生じる場合、それが生じた年度に控除可能。
- ・このような出費が、同じ契約エリア内で、非生産的なピットと、または鉱山のために生じる場合、支払い年度または、それが生じた年度に、完全に控除可能で、または、納税者の選任の際に資本化されるか、償却されることができる。

年度内の課税所得の計算において控除として認められる何らかの鉱体に触れない探鉱、ボーリング、および開発コストは、許容可能なコスト減耗を計算する目的で、調整されたコスト基礎を計算する際には考慮されない。

鉱山事業による課税所得の計算において、租税法は、コストとして、または、探鉱日の時点における減価償却費の調整基礎として累積された探鉱および開発コスト、および、課税年度内に支払われた、もしくは生じた探鉱および開発のコストを控除する選択肢を、納税者に与えて

価値税 (value added tax= “ VAT ”) を課す。

VAT は、物品、資産、およびサービスの販売に対して、一般に 10 % の標準レートで課せられる。VAT の対象となる物品の販売に関しては、購入者が品物または資産の販売、物々交換、または交換の報酬として、販売者に支払うか支払うことを余儀なくされる「総販売価格」、または金銭もしくはそれと同等なものの総額に、10 % のレートが、課せられる。

租税法はまた、フィリピン関税局が関税、追加関税、物品税、もしあれば、その他の課徴金を決定する際に使用する総価格に基づき、すべての物品の輸入に対し 10 % の VAT を課す。輸入業者は輸入に対し 10 % の VAT を支払う義務を有する。10 % の VAT は、その他の輸入関税および課徴金と共に、輸入製品が税関の管理から離れる前に、支払われなければならない。

VAT は、間接税の性質を有する。すなわち、販売者によって支払われるべき VAT の額は、物品の額に付加される形で、物品のバイヤーまたは輸入業者に転換または引き渡される。その後、バイヤーは、販売者から引き渡された VAT を、投入された税額控除として適用する。言い換えれば、バイヤーまたはリース業者は、引き渡された VAT を、自分自身に VAT の義務がある場合、それに対して控除することができる。

また、物品またはサービスのすべての販売を対象として、VAT 登録者は、BIR に正式に登録された受領書または販売/商用の送り状を発行することが必要となる。正式に登録された受領書と送り状の発行は、VAT 納税者が、その VAT 負担を軽減するため、有効に税額控除を請求するために必要である。

VAT 登録者によるある種の取引において、0 % のレートでの VAT が、税奨励策の形態として課せられる。いわゆる「ゼロ・レート販売」は、一般に、原材料の輸出販売、外国建て販売、Rangko Sentral ng Pilipinas への金の販売、および、特別の法と国際的な協定の下で免除を

享受している組織への販売を意味する。このようなゼロ・レート販売に関連した購入から生じる税額控除は、その税額控除が、販売者によって使用されない場合、BIR からの払戻金として請求できる。

租税法は、また、VAT から免除される諸取引を列挙している。これらの VAT 免除取引には、形態または状態の如何にかかわらず、石炭と天然ガス、および物品税の対象となる石油製品 (潤滑油、加工処理ガス、油脂、ワックス、およびワセリンは除く) が含まれる。0 % VAT の対象となる販売を行う納税者とは異なり、VAT 免除販売に従事する物品、資産、およびサービスの販売者は、このような販売に関連する購入について、税額控除を請求することはできない。

環境法

フィリピンは、バランスのとれた美しい生態系への自国民の権利を保護し、推進させる政策を固持している。DENR は、環境保護と行政の主要な行政機関である。DENR の環境管理局 (Environmental Management Bureau= “ EMB ”)、地方自治体、および、その他の諸機関も、環境政策の策定と実施を援助している。

当該の環境法および法規は、以下のとおりである。

A. 環境影響申告 (Environmental Impact Statement= “ EIS ”) 制度

EMB は、EIS 制度を実施する主要機関であり、開発プロジェクトの環境影響の検討と評価を行っている。EIS 制度の下で、環境的に重要なプロジェクト、および環境的に重要なエリア内でのプロジェクトのプロジェクト提案者は、そのプロジェクトの開始に先立って、環境基準合致証明 (environmental compliance certificate= “ ECC ”) を取得しなければならない。DENR の諸法規の下で、鉱業を含めた資源採掘産業は、環境的に重要なプロジェクトとみなされる。

ECC は、提案されたプロジェクトまたは事業

が、環境への重大な悪影響を引き起こさないことを証明する。ECC は、また、提案者が、EIS 制度のすべての必要条件に合致し、その承認された環境管理計画の実施を約束したことも証明する。ECC は、プロジェクトの実施前、および実施中に、また、ある種のケースでは、同定された環境への影響を軽減するために、プロジェクトを放棄する段階で、プロジェクト提案者が引き受けなければならない、特定の措置および諸条件を含んでいる。

B. 生態学的固形廃棄物管理法

生態学的固形廃棄物管理法(「固形廃棄物法」)は、国内での固形廃棄物の管理、移動、輸送、加工処理、および廃棄処分を統制する国家プログラムを規定している。固形廃棄物法の下で、ある種の行為が以下のように禁止されている。

- ・道路、運河、または、歩道のような公共の場所への廃棄物の投棄、
- ・固形廃棄物の野焼き、
- ・非分別廃棄物の収集の許可、
- ・屋外ごみ捨て場および埋立地の不法占拠、
- ・洪水が起こりやすいエリアにおける屋外投棄、
- ・固形廃棄物収集のためのコンテナ内での、原材料別に分けられたリサイクル物資とその他の固形廃棄物の混合、
- ・法律の諸規定に違反した屋外ごみ捨て場の操業、
- ・環境的に受け入れ不可能な包装材料の製造と流通、
- ・環境的に受け入れ不可能な包装材料に入った消費製品の輸入、
- ・誤ってリサイクル可能と表示された有害廃棄物の輸入、
- ・指定センターまたは施設の外部で収集された国内の商業的、産業的な廃棄物、および公共施設廃棄物を大量に輸送および投棄すること、
- ・環境基準合致証明のない、また、I.GU の土地利用計画に合致していない廃棄物管理施設を、整備、拡張、建設、または操業すること、
- ・屋外のまたは管理された投棄場、または最終処分場から 200m 内での何らかの施設の

建設、および、

- ・帯水層、貯水池、または分水界の何らかのエリア、またはその一部分での埋立または廃棄物処理施設の建設または操業。

固形廃棄物法の諸規定への違反は、罰金と、または禁固によって罰せられる。

C. 有害物質、危険廃棄物、核廃棄物の廃棄管理法

有害物質、危険廃棄物、核廃棄物の廃棄管理法(「危険廃棄物法」)は、有害物質、危険廃棄物、核廃棄物の輸入、製造、加工処理、流通、利用、輸送、処理、および廃棄処分を統制し、管理する国のプログラムのための法的枠組みを規定している。

危険廃棄物法は、すべての新しい化学物質の製造業者と輸入業者に、製造前および輸入前の通知 (pre-manufacture and pre-importation notification= “PMPIN”) を DENR に提出することを求めている。「新しい化学物質」とは、フィリピン化学製品・化学物質一覧 (Philippine Inventory of Chemicals and Chemical Substances= “PICCS”) に記載されていない化学物質として定義される。PMPIN の目的は、有害な物質がフィリピンに入り込む以前に、それらを審査することにある。PICCS は、フィリピン国内で、使用、販売、流通、輸入、加工処理、製造、貯蔵、輸出、処理、または輸送される既存の産業用化学薬品および化学物質のリストである。

新しい化学物質の製造業者および輸入業者は、新規化学物質の製造または輸入を始める 90 ~ 180 日前までに、新規化学物質を製造または輸入する旨を、DENR に通知することが求められる。この通知と共に、提案者は、適切な PMPIN 書類を提出しなければならない。

一度、化学物質が PICCS にリストアップされると、それが、重点化学物質のリスト (Priority Chemicals List= “PCL”) に記載されていないか、または、化学物質管理命令 (Chemical Control Order= “CCO”) の対象となっているものでなければ、規制を受けること

なく製造、または輸入することができる。

PCLは、公衆衛生、仕事場、および環境に、法外なリスクを及ぼす潜在的な可能性があるとして規定された化学物質の選抜リストである。PCLに含まれるか否かは、持続性、毒性、および生体間蓄積といった先進工業国で用いられている選定基準に基づく。PCLにリストアップされた化学物質の利用者、輸入業者、および製造業者は、様々な登録と報告の義務に従うことが求められる。

CCOは、公衆衛生、仕事場、および環境に重大な影響を及ぼすために、規制、段階的な除去、または禁止されるよう定められている重点化学物質の使用、製造、輸入、輸出、輸送、加工処理、貯蔵、保有、および卸売りを禁止、制限、または規制している。CCOの目的は、人間の健康と環境への危険が減じられるように、化学物質の適切な管理を確保することにある。CCOは、これらの化学物質の輸入、製造、使用、輸送、および廃棄処分の必要条件を明確に定めている。CCOは、また、その化学物質のその後の段階的除去、およびより危険の少ない化学物質による代替も求めている。

危険廃棄物法の諸規定への違反は、罰金と、または禁固、および行政的な罰金によって罰せられる。

D. 大気汚染防止法

大気汚染防止法は、大気汚染を対象とした包括的な管理プログラムを規定している。大気汚染防止法の施行規則と規定の下で、すべての固定大気汚染源は、DENRの地方支所長によって発効される正式な許可を保有しなければならない。新しい、もしくは改修された汚染源は、所長から建設の正式認可を取得しなければならない。しかしながら、DENRは、固定汚染源が、EMBとの間で同意協定を作成し、明確に規定されたスケジュールで環境管理計画を実施する場合、この固定汚染源に課せられる罰則または罰金を軽減することができる。

大気汚染防止法と、その施行規則と規定の下

で、以下の行為が禁止されている。

- ・何らかの粒子状物質の放出を防止する妥当な予防措置を講じることなく、汚染源から粒子状物質を放出する原因となったり、あるいは、それを可能にすること。
- ・EMBによって必要とみなされ、また承認されている既存の蒸気放出制御装置、またはシステムを適用せず、揮発性の化合物または有機溶剤を、貯蔵、ポンプによる汲み出し、取扱、加工処理、荷下ろし、または、何らかの工程での使用、または、設置すること。
- ・法の下で定義されているような公害となる量の大气汚染物質、またはその他の物質を、何らかの汚染源から放出すること。
- ・有毒かつ有害な煙を発生させる原因となる量で、何らかの物質を焼却すること。
- ・廃棄物を屋外で焼却すること。
- ・焼却、すなわち、市町村の生物医学的な、また危険な廃棄物の焼却、および有毒で有害な炎を発生することは禁止されている。

汚染制御装置を設営し、または汚染を軽減する仕組みにより既存の施設を改良する業界は、税額控除と、または加速減価償却の控除など（ただしこれに限らない）の税奨励策を受ける資格を有することになる。

大気汚染防止法への違反には、それに相応する罰金と、または禁固によって罰せられる。

E. 水質汚染防止法

水質汚染防止法は、すべての水域における水質管理に適用される。しかしながら、それは、主として、陸上を拠点にした汚染源からの汚染の減少と管理に適用される。これにもかかわらず、水質汚染防止法の下で、水質の基準と規制、市民の責任、および刑法上の諸規定は、汚染源の如何にかかわらず強化されるだろう。

中でも、以下の行為は水質汚染防止法の下で禁止されている。

- ・潮の満ち引き、嵐、洪水、その他によって、水域または表層水に流れ込み、それにより水質汚染を引き起こすか、あるいは、水域

への自然な流れを妨げる可能性のある何らかのタイプの物質を、水域へ、または表層水の岸に沿って、直接的または間接的に、放出、沈殿させ、または沈殿の原因を作ること、

- ・地下水を汚染する何らかの形態の物質を、放出、注入、または、土壌または下層土にしみ込ませること。地熱プロジェクトで、DENR の承認に従っている場合、短期間の活動（すなわち、縦坑のテスト、水の噴出、運転開始、排出等）を対象とした規制された放出、および地熱流体の深部での再注入は、許可されることがある。しかしながら、地下水の汚染を防止するために、安全措置が採用されるべきである、
- ・必要とされる有効免許なしに、あるいは、免許がその諸条件への違反のため取り消された後に、規制された水汚染物質を放出する諸施設を稼働させること、
- ・下水の汚泥、または固形廃棄物法の下で定義されている固形廃棄物の不当な輸送、または海水への投棄、
- ・禁止されている化学物質、物質、または、危険廃棄物法の下でリストアップされている汚染物質の輸送、投棄、または放出、
- ・禁止されている化学物質、物質、または、危険廃棄物法の下でリストアップされている汚染物質を、意図的に、または重大な過失により、水域に放出、またはしみ込ませ、それにより、これらの物質が表層水、地下水、沿岸水、海洋水に流れ込む原因を作る諸施設を稼働すること、
- ・第 1,586 号大統領令、およびその施行規則と規定に違反するプロジェクトの活動、または開発、および拡張を請負うこと、または、廃水施設、および下水施設を稼働すること、
- ・水質汚染防止法に従い必要とされる有効免許なしに、あるいは、免許が、その諸条件への違反のため取り消された後に、規制された水汚染物質を放出すること、

水質汚染防止法への違反は、罰金と、または禁固によって罰せられる。

F. 汚染管理法

汚染管理法に基づき、フィリピンの水資源において、水質汚染を引き起こす可能性のある有機的または無機的物質、またはガス状、もしくは液体状の物質を廃棄処分するのは不法である。

G. 水 法

水法は、危険な、または有毒な物質を生み出し得る建造物を建造し、EMR からの事前の許可なしに、下水、産業用水、または何らかの汚染物質を、水供給源にもたらす可能性のある行為を遂行することを、いかなる人物に対しても禁じている。

H. 2002 年国家環境利用者料 (National Environmental User 's Fee of 2002= "NEUF ")

NEUF は、産業用および商業用の排水を、水域と、または陸地に放出するすべての施設と設備に適用される。

フィリピンの水資源と、または陸地に、産業用および商業用の排水を放出するであろう、いかなる人物も、当該の EMB の地方支所から排水放出許可を取得しなければならない。排水放出許可料(固定料金および容量を元にした料金)が課せられる。

(2005.12.12)